

W e Mパートナー契約書

WeMパートナー契約書

日本IP通信株式会社（以下「甲」という）は、（以下「乙」
という）との間に以下の通り契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が提供するWeMサービス事業に関し乙と提携し、双方の事業活動の促進と発展のため、甲と乙が相互に協力体制を築き、甲乙双方の利益の増進を図るためのものである。

第2条（定義）

本契約でいうWeMサービス事業とは、甲の運営する<http://wem.jp>のホームページに掲載されたメールサービス、およびホームページサービスを意味する。

当契約の主体は、「技術サービスを提供する甲」と、「販売促進、顧客サービスを行う乙」という協業体制により、当システムの拡販を行うものとする。

WeMサービス事業のパートナー事業には大きく分けて下記の2つの契約形態が存在する。

(1) パートナー契約

WeMサービスをエンドユーザーに紹介、契約を獲得する

パートナーとしての業務は、エンドユーザーを獲得するだけでなく、ユーザーとの面談による業務のフォロー、不明点の相談などのカスタマーサービス全般を行うことにより、パートナーが獲得したユーザーが末永く当システムを継続使用するための業務全般である。

(2) パートナーマスター契約、パートナーマスタープロ契約

パートナーマスター、パートナーマスタープロは、第二条一項のパートナー契約に加え、パートナーそのものを獲得することも業務の一環とする。パートナーマスター、及びその上級のパートナーマスタープロは、自身に手数料が発生する階層までのパートナーの教育全般を請け負い、業務がスムーズに行えるよう管理、教育を行う。

第3条（パートナーシップ）

甲及び乙は、本契約によってパートナーシップを結ぶものであり、互いを尊重し互いの信義を理解し相互協力のもと、互いを信じ共に事業の推進、事業の発展を約すものである。

第4条（紹介制度）

パートナー契約は、パートナーマスター、または、パートナーマスタープロの紹介によるのみ契約が可能となる。

第5条（契約金）

(1) パートナー

乙は本契約締結に際し契約金は必要としない。

(2) パートナーマスター、パートナーマスタープロ

パートナーマスター、パートナーマスタープロの契約金は年間2万円とする。一度、受領した契

約金の払い戻しはいかなる理由によってもないものとする。尚、支払方法、支払猶予については覚書で別途定める。

第6条（役務提供）

本契約締結によって乙が日本国内でサービスを継続的に販売するにあたって継続的に安全かつ安定的にサービスの販売が出来るよう、甲は乙に対する役務提供をしなければならない。また本契約が継続して有効に履行される限り、甲は乙が恒久的にサービスを不備無く販売運営できるようにするものとする。甲はこれらサービスの安定的提供のために、開発及びシステム運用とそのメンテナンスの体制を整える責任を持つ。

第7条（サービスの継続的向上）

甲は乙が販売するサービスの環境及び機能等、販売戦略上甲が必要と考える事項の向上を継続的に行うものとし、当該向上を果たすためにサービス提供に必要なシステム及びソフトウェア、プログラムの継続的アップグレードを行い、市場で当該サービスが競争力を失うことを防ぐものとする。

第8条（収益の分配）

収益分配に関しては別途定める覚書で定めるものとする。

収益分配には、「顧客獲得手数料」「カスタマーサービス手数料」「パートナー獲得手数料」「パートナー教育手数料」がある。

「顧客獲得手数料」

顧客を獲得したことにより得られる手数料であり、1回限りとする。

「カスタマーサービス手数料」

獲得した顧客に対する教育、フォローに対して支払われる手数料と位置付けられ、下記の権利と義務が生じる。

【権利】

覚書に記載した一定の基準を満たせば毎年更新の上手数料の支払が継続される。

【義務】

当手数料受領のためには、顧客からのシステムの使用方法や質問、相談に応じる義務が生じる。当義務を満たしていないと甲が判断した場合警告を行うが、再三の警告にも関わらず改善が見られない場合、覚書に記載した受領権利を満たしていた場合であっても支払いを停止することもあり得る。

カスタマーサービスを行わず、純粋に顧客獲得だけを行うことは出来ない。

また、甲がなんらかの理由でサービスを停止した場合、当サービス義務もなくなることから、甲に対しカスタマーサービス手数料の継続支払を要求することは出来ない。

「パートナーマスタープロ獲得手数料」

パートナーマスタープロが新たに当サービスの拡販業務を担うパートナーマスタープロを獲得した場合に支払われる一時金である。

「パートナー教育手数料」

【権利】

パートナー教育手数料は覚書に記載した一定の基準を満たせば毎年更新の上支払が継続される。

【義務】

パートナーマスター、及びパートナーマスタープロは、自身が獲得した傘下パートナーに対し、当ビジネスを円滑に進めるために必要な教育を行う。

パートナーマスターは、「自身が獲得したパートナー」に対する教育義務がある。

パートナーマスタープロは、「自身が獲得したパートナーだけでなく、そのパートナーが獲得した新たなパートナー」についても自身のパートナーと共同で教育を行う。

当義務を満たしていないと甲が判断した場合警告を行うが、再三の警告にも関わらず改善が見られない場合、覚書に記載した受領権利を満たしていた場合であっても支払いを停止することもあり得る。

また、甲がなんらかの理由でサービスを停止した場合、当教育義務もなくなることから、甲に対しパートナー教育料の継続支払を要求することは出来ない。

第9条（パートナー契約の移行）

パートナー契約は、当初契約した形態を保持するものとし、途中で別の契約に移行することは出来ない。また、解約後の再契約も出来ない。

第10条（改定）

サービスプランの変更や価格の改定をについて、甲は、改定の1ヶ月前にWeMパートナーに通知することにより改定できるものとする。

第11条（通常支払）

当該契約で甲が提供できるサービスの受注はすべて前金で受注するものとする。

乙が所定の金額を甲の指定銀行に納付してから作業に入るものとする。

第12条（発注）

原則、毎回の取引は甲の規定による書類を採用し、乙の正式発注によって行われるものとする。

正式発注は書類の郵送により行うものとするが、進行をスムーズに行うために事前にFAXにより連絡を行うものとする。

第13条（個別契約）

当該個別契約に伴い甲乙双方の契約内容に通常取引とは別に取り決めが必要なときは双方の了解の基「覚書」を作成し、これを補完する。

第14条（覚書）

基本契約をもって取引を行うものとするが、甲乙の取引条件の追加, 変更, 更新, 削除はその内容によって必要に応じ甲の申し出に基づいて覚書を取り交わすものとする。同様の内容について修正、取り消し、追加又は、条項の部分変更、一時変更、特約等があるときは当該覚書に記載された日付の新しいものを常に採用するものとする。

但し、覚え書きで補える範囲を超えた場合は、甲乙双方の協議によって、別途契約書を締結するものとする。

第 15 条（特別支払）

覚書によって通常取引とは別途特別に取引する際、甲乙間で金銭の支払いが発生するときは、当該覚書ごとに支払条件を設定し、甲乙はその条件に従う。

第 16 条（事業推進計画の共有）

甲及び乙は効率的な事業推進を考慮し、双方の事業推進計画を公開し相手方から請求があった時は出来る限り情報共有を行う。

第 17 条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方の承諾を得ずに本契約に関連、若しくは付随して知り得た事実及び知識、又は相手方が機密事項として取り扱うことを制した情報を第三者に公表、若しくは漏洩してはならないものとする。尚、本契約第 19 条または 21 条によって契約が解除された場合も同様とする。また、本契約書を雛形とした第三者との契約への書面の流用および利用の一切を禁ずる。本秘密保持条項の違反によって相手方が損害を被った時は、双方協議の上その損害を賠償する。

第 18 条（禁止事項）

甲及び乙は以下の行為及び当該要件に関しその一切を禁止する。

1. 情報の隠匿等、提携に関し疑義が生ずる行為の一切を禁止する。
2. 甲乙双方の情報の利用及び名称（商標）の使用等を行うにあたり、相手方に損害や何らかの瑕疵を与える行為又は言動等その恐れのある一切を禁止する。
3. 甲乙双方の事業は公共性が高く、通常の事業に比べ社会的信用が一層重要であることを双方が理解し相手方の利益を損なう恐れのある行為、又は公序良俗に反する行為の一切を禁止する。
4. 甲乙は、本契約によって事業提携を行うことで双方が将来にわたって協力関係を築き共に相乗的創造事業を行う前提を踏まえ、契約期間中に甲乙自身又は第三者を通じ同様の事業を行い競業することの一切を禁止する。このとき相手側から意義の申し立てがあったときは双方真摯に対応しなければならない。

第 19 条（契約の解除）

次の場合甲又は乙は直ちに本契約を解除することが出来る。

尚、下記の場合相手方に与えた損害について相手方より請求がなされたときは、甲または乙は責任をもって相手方に甲乙の協議による同意に従い賠償しなければならない。

1. 甲又は乙が本契約の各条項に違反し、相手方からの再三の改善要求に応じない場合。
2. 甲又は乙が相手方に対する買掛債務、その他一切の義務のうち 1 つでも再三の相手方の請求にも係わらずその履行を怠った場合。
3. 甲又は甲乙が第三者から仮差し押さえを受けたとき。
4. 甲又は乙の行為によって著しく相手方の業務に支障、損害をきたしたとき、双方の協議を

もってしても解決が困難なとき。

第 20 条（役務の一時中止）

サービスの瑕疵及び甲の過失などによるシステムのダウン（停止）サーバーの異常、外部的圧力等の危機管理の見地から、甲は一定期間にシステムのメンテナンス等の保全作業を行うことがあり、そのとき役務が一時中止されることがあるが乙はそれを了承する。

不慮の事象を防ぐため甲はシステムの二重化、バックアップなど安全確保に努めなければならない。

また、予測できる当該中断があるとき甲は、利用者への 1 週間以上の告知期間を考慮し、更に事前に乙に対し通知を行うものとする。

当該停止及びメンテナンスによる不具合によって利用者からの苦情等が発生するときは、事業の健全な継続を確保するため甲は最善の対応を行う。

尚、天変地異等不可抗力や想定し得なかった事象、甲乙の過失によらない非常時の場合、甲乙が真摯に事後の対応を協議し協力して共に行う。

第 21 条（契約期間）

本契約はビジネスパートナー提携の契約であり、その性質上甲及び乙の継続的良好な提携関係を望むものであるが、実務用件とし契約期間を設けるものとする。

本契約の契約期間は署名押印の日から原則 1 年とし、相手方から期限の 1 ヶ月前までに更新を行わない旨書面による通知がない限りその後も同様の条件で自動的に更新されるものとする。

但し、パートナーマスター、パートナーマスタープロについては契約料の入金を持って継続意志の確認とする。

第 19 条の規定に基づき代理店契約が解除された場合、乙の管理していた利用者はすべて上位パートナーマスターまたはパートナーマスタープロが引き継いで管理するものとする。但し、甲が不適切と思われるものについてはこれに該当しない。

第 22 条（非常時の措置）

甲が運用するシステム上の障害等によって基本サービス及びサービスの提供が中断、停止等利用者への役務提供が困難になった時は、甲は速やかに乙に正確な状況の内容を報告しその復旧に努めなければならない。

第 23 条（権利の譲渡）

パートナー、パートナーマスター、パートナーマスタープロの権利の譲渡は禁止する。但し、該当権利を持つものが死亡した場合で、かつ、権利相続希望者がパートナー活動の継続をする意志がある場合に限り、親子、配偶者に限定し権利の譲渡を認める。

第 24 条（特約事項）

本契約は、甲と乙との間の契約であるが、甲が本事業のために自らが出資する、役員又は経営主体者が同一の別途事業会社を設立又は経営権譲渡した場合、本契約上の甲の地位はそのまま当該新会社（以降丙という）に移転させることが出来るものとし、乙はこれを了承する。

また、乙が同様に自ら出資する、役員又は経営主体者が同一の別会社に本契約の地位を移転させることが出来るものとするが、事前に必ず甲に承諾を得るものとする。移転完了後も役員又は経営主体者が同一の個人、または会社にて同様のサービスを行わないものとし、本契約第 18 条 4 項の競業の禁止を阻害しないものとする。

第 25 条（サーバーの運用責任）

甲は基本契約及び本契約の「基本サービス」「サービス」を利用者に乙を通じ販売し利用させるにあたり、サーバーの健全な運用及び保護の責任を負い、外部からの不正アクセスを含めその他サーバー運用の支障、障害の予防に務めるための措置を当然講じ、サーバーの健全な運用に責任をもつ。

第 26 条（免責）

甲は乙や乙の利用者に対して以下に該当する場合の責任を一切負わないものとする。

- (1) 第 20 条の問題で発生したデータの損失、損害。
 - (2) 利用者による本サービスの利用の停止によって生じた損失、損害。
 - (3) 甲が提供した情報およびソフトウェアの使用による損失、損害。
 - (4) 対象設備の部品の摩耗、障害によるサーバー等の停止およびそれに伴う損失、損害。
 - (5) その他甲が提供した本サービスの利用によって生じる損失、損害。
 - (6) 他の利用者の行為によって生じる損失、損害。
 - (7) 甲以外の第三者による不正な行為により生じる損失、損害。
 - (8) 利用者がその取引先等からの電子メールおよび郵便物等の送付の停止を申し出てこれら受信・受領を拒否したことにより、引き起こされる損失、損害。
2. 乙や乙の利用者による本サービスの利用に関するドメイン名の使用に基づき商標権侵害その他の権利侵害により、乙や乙の利用者と第三者との間で紛争が生じた場合には、乙や乙の利用者が自己の責任と負担において解決し、甲は一切責任を負わないものとする。
3. 乙が利用者と契約し、甲が納品日に乙の利用者の納品をできなかった場合の損失、損害。
4. 管理上の過失により、データの損失、サーバーの停止などの問題が生じた場合には、甲は無償で本サービスまたは本サービスのためのサーバーを復旧させるように、最大限の努力をするものとする。ただし、甲はサーバーの停止によって乙や乙の利用者が被った損害に関しては甲の過失の有無にかかわらず、一切補償しないものとする。

第 27 条（協議）

甲及び乙は本契約に関し、疑義が生じたとき又は、解釈上の不一致が発覚したときは、双方誠意ある協議の上、双方の協力をもつて積極的に解決にあたるものとする。

第 28 条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟等については、日本国内法を準拠法とし東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約締結の証として契約書を2通作成し、甲乙双方署名押印の上各々1通ずつ保持する。

年 月 日

契約の種類 ○印をつけること

●パートナー契約 ●パートナーマスター契約 ●パートナーマスタープロ契約

甲：

〒186-0013 東京都国立市青柳 1-13-43

日本 I P 通信株式会社

代表取締役社長 田嶋佳代子 (印)

乙：

住所

法人名(氏名)

紹介パートナー

ID

住所

法人名(氏名)